

沖縄県バスケットボール協会 競技者規程

沖縄県バスケットボール協会競技者規程（以下「本規程」という。）は、本県におけるバスケットボール競技の技術の向上及びバスケットボール競技に対する県民的理解を得、その普及と隆盛を図ること、さらに本県代表チームが各種大会において優秀な成績をあげることを目的として定めるものとする。

第1条（定義）

競技者とは、公益法人日本バスケットボール協会に登録された競技者及び本協会に加盟するチームの監督、コーチ、選手、マネージャー、トレーナー等加盟チームに所属するすべての者をいう。

第2条（競技者）

本規程の第1条に定められた競技者以外の者は、如何なる公式試合にも参加することができない。

第3条（競技者登録）

競技者登録の期限及び方法については、公益法人日本バスケットボール協会の規程に準ずる。

第4条（競技者の義務）

- 競技者はフェアプレイと非暴力の精神を守り、それにしたがって行動する。
2. 競技者は、本協会が編成する代表チームの候補選手及び代表チームの選手に選抜された場合は、正当な事由のない限りこれへの参加を拒絶することはできないものとする。参加を辞退しようとするときは、所属チームは辞退を正当とする疎明資料を付して本協会に参加辞退届を提出してその許可を得なければならない。

第5条（外国人競技者）

外国人競技者に関する定義及びその取り扱いについては、公益法人日本バスケットボール協会の規程に準ずる。

第6条（罰則）

本協会は、競技者が次の各号の1つに該当する場合は懲罰委員会による審査の上、懲罰する。

- ① 本協会の定めに違反した場合
- ② バスケットボール競技においていわゆる八百長行為を行った場合
- ③ バスケットボール競技においてフェアプレイに反する行為や暴力行為をした場合
- ④ バスケットボール競技において怠慢行為をした場合

- ⑤ 犯罪行為その他社会的非難を受ける行為をした場合
 - ⑥ その他前各項に準ずる行為をした場合
2. 懲罰はその行為の程度により登録抹消・出場停止・訓告・訓戒をもって行う。
3. 懲罰の決定は、本協会の常任理事会が行う。
4. 本協会によって懲罰を行う場合、それに先立ち懲罰者に弁明の機会を与えるなければならない。

第7条（懲罰委員会の設置及び開催）

- 懲罰委員会は、副会長1名、理事長、副理事長1名及び常任理事・理事若干名によって構成する。
- 2. 懲罰委員会の委員は、本協会の会長が任命する。
 - 3. 委員の任期は本協会規約で定める役員の任期までとし、再任を妨げない。
 - 4. 懲罰委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを選任する。
 - 5. 懲罰委員会は、本協会から報告を受けた事項について調査及び審査を行い、懲罰の原案を作成して常任理事会へ報告及び提案を行う。
 - 6. 懲罰委員会の会議は委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。
 - 7. 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところとする。
 - 8. 懲罰委員会は、聴取のため必要に応じて該当する個人や加盟チーム等の団体を招集することができる。

第8条（補足）

この規程に定めていない事項については、公益法人日本バスケットボール協会の各規程に準じ、常任理事会で決定する。

第9条（改廃）

この規程を改正または廃止しようとするときは、常任理事会（若しくは理事会）においてこれを決定する。

附則

- 1 この規程は、平成24年4月1日より施行する。